

官報号外 昭和三十二年三月五日

○第二十六回 衆議院会議録第十五号

昭和三十二年三月五日(火曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十二年三月五日

午後二時開議

第一 國土開発総合自動車道建設
法案(第二十二回国会本院提出)

(第二十四回国会參議院送付)

第二 外務省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

第三 勞働省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

● 本日の会議に付した案件

レムニッツァー琉球民政長官から
の招請により、沖縄視察のため
本院から議員高岡大輔君、同床
次徳二君及び同佐竹晴記君を派
遣するの件(議長発議)

○議長(益谷秀次君) お詫びいたしま
す。本年一月十四日、レムニッツァー
琉球民政長官から日本国会議員団五名
を沖縄視察のため派遣するよう招請が
ありましたので、參議院議長と協議の
上、本院から三名派遣することとし、
三月十一日より同十三日まで、高岡大
輔君、床次徳二君、佐竹晴記君を派遣
いたしたいと存じます。これに御異議
ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よって、さよう決定いたしました。
(拍手)

英國の水爆実験に関する緊急質問

(岡良一君提出)
日程第一 國土開発総合自動車道
建設法案(第二十二回国会本院提出)

日程第二 外務省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

日程第三 勞働省設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○国有鉄道運賃法の一部を改正する
法律案(内閣提出)の趣旨説明及
びこれに対する質疑

○議長(益谷秀次君) これより会議を
開きます。

○岡良一君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、いよいよこの三月一日
から実施されんとしたとしております
英國政府のクリスマス島海域における
水爆実験の強行に対しまして、原水爆
に反対をし、平和を守らんとする全国
民の名において、政府に緊急の質問
をいたさんとするものであります。

(拍手) 質問の第一点は、先般の国連総会に
おいて、わが国連代表が犯しました
ところの、あのわが国の自主性の放
棄、しかも、終始大国に迎合して一貫
性を欠いたところの不手きわに對し
て、政府の責任を究明いたしないので
あります。

そもそも、原水爆禁止の要求は、昨
年の二月、わが衆参両院が厳重にこれ
を議決いたしまして、実に九千万国民
の悲願と申すべきものであります。長
崎、広島、さらにはピキニと、二度な
らず、三度までも地上最大の犠牲を払
いましたわれわれ日本国民は、すべて
の人類、すべての国々に向つて原水爆
の絶対禁止を要求するところの当然の
権利を持つものといわなければなりません。
いな、むしろ、われわれは人類
に向つて崇高なる責任を負うものとい
ふべきではないのである。されば
こそ、去る十二月十九日、国連加盟の

○議長(益谷秀次君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認め
ます。よつて、日程は追加せられま
した。

英國の水爆実験に関する緊急質問を
許可いたします。岡良一君。

同して、いわゆる事前の届出と国連に
によるその影響の調査を含むところの決
議案を提出するや、加盟各國は日本の
この不徹底なる態度に対しましてはき
びしい不信を表明するに至つたのであ
る。国連加盟の門出に当り、日本の自
主独立に疑義を生ぜしめたことは、ま
ことに取り返しのつかない失態と申さ
ねばなりません。(拍手)

すなわち、わが方のこの共同提案に
対し、いち早く実験の禁止を提唱し、
その決議案を提出したソビエトとその
与国が批判を加えたのはもとよりであ
りますが、インドネシアのハニファ
代表は、「三国決議案なるものは実験
問題の核心に触れておらない。この案
はむしろ実験を助長するものである」
とさそも酷評をいたしておるのであ
る。イソドのメノン代表は、「インド
はあくまでも実験の中止を要求する」
と強調をし、「三国の代表に伺いたい。
監査も管理もなくして、どのようにし
てこの二国共同決議案が実現できるの
であるか。実験の中止案のみならず、
軍縮全体をばほんでいるのが實にこの
問題の問題である。インド政府は、特
別の被虐国である日本が、単に実験を
登録するといふだけにすぎない構想を
支持したこと、またことに遺憾に思つ
ておる」と喝破いたしておるのであ
(拍手)おそらく、この声は、公正
なる加盟各國の一一致した見解であろう
し、少くとも原水爆禁止を決議したア

本法律案は、二月十八日国会に提出され、即日本委員会に付託となり、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取するとともに審査に入った次第であります。

ここに質疑のおもなる点を申し上げますと、本案は、現内閣の重要な方針である行政機関簡素化の趣旨に逆行するのではないかとの質問がございましたが、これに対し、政府からは、国際連合への加盟といい、あるいはソ連及び東欧諸国との国交回復といい、五ヵ年計画とは全く面目を一新した今日のわが国外交にとって、本案による機構改革は実情に合致した適切なる措置と思われる旨の答弁がありました。その質疑の詳細は会議録によつて御了承いただきたいと存じます。

かくて、二月二十八日質疑を終了し、三月一日討論省略、採決に入りましたところ、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、労働省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は労働省に官房長を置こうとするものであります。すなわち、労働行政におきましては、最近総合的な見地において検討を必要とする事項が増大しましたので、省内各部局にわたりその事務の調整に当らしむるため、他の省の例にならない、労働省にも官房長を置こうとするものであります。

本案は、二月十九日国会に提出、即日本委員会に付託となり、二月二十日労働大臣から提案理由の説明を聴取るとともに審査に入った次第であります。

ここに質疑のおもなる点を申し上げますと、第一に、労働省に官房長を置かねばならぬとする政府の提案理由が、これに対し、政府からは、完全簡單な過ぎるとの質問がありましたが、問題その他給与政策、中小企業問題、職業訓練等、労働行政における多くの部門は、現在國の長期的な經濟計画の一環として総合的に調整検討せざるを得ない状況に置かれておるので、官房長を置く必要を生じたとの答弁がございました。次に、官房長あるいは参事官等の新しい官職が最近行政部内において無秩序、不統一に作られていく傾向があるが、この点に対する政府の所見はどうかとの質問に対しましては、現在政府部内においてこの問題が検討されており、政府の方針が決定した時は、その決定に基いて善処するとの答弁がありました。その質疑の詳細は会議録によつて御了承いただきたいと存します。

かくて、三月一日質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○講長（益谷秀次君） 國田君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣宮澤鳳勇君。

〔國務大臣宮澤鳳勇君登壇〕

○國務大臣（宮澤鳳勇君） 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

日本国有鉄道の財政の再建につきましては、国会におきましてもしばしば御論議をいたいたところであります。しかし、また、政府におきましても、臨時日本国有鉄道經營調査会を設置して、広く民間有識者の意見を聴取いたしましたが、国鉄の現状は、累積した老朽施設、車両の取りかえ等を急速に行なつてしまつた輸送需要に対しまるための輸送力の増強を行わなければならず、さらに、電化その他鉄道の近代化をはかつてサービスの向上、經營の合理化を促進すべき段階にきているわけであります。これがための資金の調達をいかにして行うかが、国鉄財政の大きな問題であり、ひいては国鉄再建のかぎともなつてゐるのであります。これらに要します資金総額は向う五ヵ年間でおおむね六千億円程度の巨額に

達しますが、このうち約四三%に当りますものは従来の固定資産の維持に充当されるものであります。残りの約五七%が経済拡大に伴います輸送力の増強その他電化工事等鉄道の近代化に充當されるものであります。

この後者に属します資金の調達は極力外部資金に依存すべきであります。が、輸送力増強のための資金といいましても、必ずしも採算に乗るものばかりではなく、他方、外部資金の調達によりでなく、他方、外部資金の調達によるのすから限度がありますので、これらを勘案いたし、さらに、過去の償却不足を特別償却するという意味を含めまして、減価償却費のほかに、ある程度自己資金による資金の調達をも考慮することといたしましたのであります。

以上のような次第で、老朽資産の取りかえを可能ならしめる減価償却費の計算上と、採算とのない輸送力増強施設のための経費に充当すべき自己資金の捻出のために、やむなく運賃値上げを決意いたしたのであります。

運賃値上率の決定に当りましては、国民生活並びに物価への影響を十分に考慮いたしまして、国鉄の申請案を慎重に検討されました運輸審議会の答申を尊重いたし、さらには、収入においていま一そらの努力を要請するとともに、所要経費につきましては、世論にこたえ、徹底的な経営の合理化による節減を求ることといたしまして、最小限度の一割三分にとどめることにいたしましたのであります。なお、この一割三分のうち約三分は、國有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基き、國鉄が納付金として各市町村に納付するものでありまして、実質的に國

鉄の収入増になりますのは大約一倍の収入増ということになります。

次に、運賃改訂の内容について申しますが、まず旅客と貨物の関係につきましては、従来の運賃改訂の経緯及び今後の投資計画の内容等をも検討して、旅客、貨物ともに、おおむね同率の增收が得られるようにいたしました。

旅客運賃の改訂内容について申し上げますと、普通旅客運賃の賃率はおむね一割三分程度の値上げであります。が、寝台料金、特別二等車料金及び別二等船室料金は、今回はこれを据置くことにいたしました。

定期旅客運賃につきましては、現率になつておりますので、最高割引率につきまして若干の修正をいたすことになりました。であります。が、学生定期につきましては、現在の学生の生活環境を考慮いたしまして、現行の割引率をそのままに据え置くことにいたしました。あります。

次に貨物運賃についてであります。が、貨物賃率の遠距離通達率につきましては、海陸の輸送調整等、政策上及び鉄道の輸送原価の点等をも考慮いたしまして修正を加えることにしてしましました。しかしながら、その結果として、遠距離貨物で、値上げ率が大きくなり、国庫生活に急激なる影響を与えるおそれがあるものについては、個々具体的に検討して、割引その他特別の措置をとることにいたしました。

審議會は當初の被の民衆はそれをとて高在特す上に及つあ

計算法の改正、その他諸制度の改正をいたすことになつておりますが、これら運送制度の合理化については、多年荷主側から強い要請がありますので、これにつきましては利用者の利益となるようになつたしたのであります。

日本国有鉄道は、その職員四十五万五千人を擁し、年間収支三千億円をこそる。わが國最大の企業体でありますて、しかも、輸送を通じまして国民生活にきわめて密接な関連を持つておることは、今さら申し上げるまでもないことはござらぬ。しかし、

的に論議することは不当であり、これを国会の議決権限から引き離して運大臣の許可事項にすべきであるといふことが伝えられております。しかも、このようない見は、ひとり鐵や政府部内にとどまらず、先般なれました経営調査会の答申もその旨主務大臣にいたしておるのであります。が、この点につきまして、總理大臣が一体いかなる所見をお持ちであるかお伺いしたいと思うのであります。

國 輸 輪 さ ら す は そ の 利 益 率 を も 原 価 構 成 の 一 要 素 に 加 え るべきで あると 主 張 し て お る の で あ り ま す。今 回 の 値 上 げ 案 の 内 容 を 個々 に 検討 し て み ま す と、明 ら か に 大 蔭 当 事 の この 見 解 によ つて 対 か れ て お る と し う がわ かる の で あ り ま す。國 有 管 道 の 運 貨 原 價 に、一 体 利 益 率 と い う のを 算 入 する の が 当 然 で あ る ろ かど か か、こ の 際、主 務 大 臣た る 宮 澤 運 輸 士、臣 の 見 解 を 承 わ つて おき たい と 思 う のを 算 入 する の が 当 然 で あ る ろ かど か あります。

に明年度におきましては三百億円の増収が期待できると、政府みずからが予算説明書に明記いたしておるのであります。この増収額をもって渡価賃邦の不足額に充当するならば、赤字、黒字の論争はおのずから解消するのであります。現在の運賃ペースこそが原価を償う公正妥当なものであるといふことが明らかになるのであります。この点についての運輸大臣の御意見を承りたいと思うわけであります。

で、国鉄の輸送力を飛躍的に増大させて、いわゆる輸送の陥落を開いたたゞますとともに、国家の産業経済活動、国民生活により大きな貢献をするものであることが少くないと信するのであります。運賃改訂も必要やむを得ざる措置であると考えた次第でございます。

最後に、本法案実施は来たる四月一日からと予定しております。

以上が国有鉄道連賃法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

りますが、國民がこのようなことを國鐵に期待したといたしましても、國鐵が國民のものである限り、何の不都合も矛盾もない、むしろ當然のことであつたと私は考えておるのであります。（拍手）しかし、反面、国有鉄道は一つの企業であります。國鐵が公共企業体であるという立場から經營の面をながめて見ますならば、そこにはまたいろいろな意見なり言い分なりが出てきることもやむを得ないと思うのであります。このように國民的な立場と經營者的な立場といふ相反する二つの立場

さらに、私は、国鉄運賃のあり方について、今回の運賃値上げの根拠について、輸大臣にお尋ねいたしたいと思うのであります。御承知のように、運賃法第一条には、公正妥当なものでなければならないこと、原価を償うものであること、そして、産業の発達に資し、金、物価の安定に寄与するものでなければならぬと書いてあるのであります。これがすなわち運賃決定の四原칙であります。産業の発達に貢献し、金、物価の安定に寄与するといふ前段に立ちまして、しかも、国鉄経営を

と運びでのれられると、国鉄が赤字であるか黒字であるふといふ点が久しう間論議せられて参りました。しかし、この問題は、減価償却費をどの程度見るかということによつて異なつた結果を生ずることは、これまで皆さん御承知の通りであります。事実、年間三百億円程度しかこと年に充當することができなかつた過去を鑑み、年の国鉄経理は、まことに憂慮すべきものがあつたと私は思うのであります。二兆円の総資産を有しまして、兆六千億円の償却資産を保持しながら

ります一三%の値上げ率についてお尋ねしたいと思うのであります。このうち五%に相当する金額は、先ほど大臣の説明にもありましたように、特別償却費といふ名のもとに過去における償却不足を償うところの資金に充当せらるるものであります。過去における償却不足は、戦争という至上命令が国鉄を酷使した当然の結果であります。さらに、戦後の物資不足がこれに重なり合つてもたらされたものであるのであります。いわゆる戦災復旧という立場からも、政府の責任において償われる

○議長（益谷秀次君） ただいまの趣旨説明に対する質疑

て、どのように調整するかということは、まことに重要なことでありまして、それゆえにこそ、今日、運賃の決定が財政法の規定に基づまして、国会の議決権限にゆだねられておると思ふのであります。

までの経費をもつて算定の基礎にすることが公正妥当なものであるかといふ点であります。論理的には、経常的経営費、減価償却費、債務関係費、あるいは平均的な災害引当金、退職金をもつて算定の基礎にすることには、

う 等 あ な 億円程度の償却費を適正なものといふ
しました経営調査会の意見も、さらに
はまた、この計上不足額百五十億円程
度の金額は運賃の増収に待つべきもの
であると結論をなすこの意見も、そぞ
限りにおきましては、私は否定できません

運賃値上げの要素として今後の利用者に転嫁せしめるべきものではないと思うのであります。

さらに、次の二点は、固定資産税に相当する国庫納付金に充当せられる額であります。国鉄が一つの企業体である

○中居英太郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま説明せられました日本国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、すなわち運賃値上率に對しまして、岸總理大臣並びに閣僚に、それぞれその所信をただしたいと思う次第でございます。(拍手)

ところで、近來、国鉄はすでに日本
権によるところの独占事業ではない。
従つて、財政法の拘束を解くべきであ
るという意見が伝えられております。
また、運賃も物価の一種である、これら
いう意見が企業体であるという意見と
重なり合いまして、運賃の決定を政治

たれども異議がないと見るのである。す。ところが、毎年の予算審議に当まして、大藏当局は、国鉄も一つの業である限り、投下資本に対する一の利益を見るることは当然である、それで、これをもつて施設の増強等に充てしめなければならないと主張し、

企定し当こまぢやない一つの理由が、一は、たまたま運賃改訂の一つの根拠であり理由でもあります。すなわち、これが運賃改訂の一つの根拠であり理由でもあります。

ところが、わが国経済の好況は、十一年度におきましては約二百億円の運賃の増収を国鉄にもたらしました。さくさん

別を与える必要はないといふ税制調査の結果、本邦の税制は、従来の税制と比較して、その特徴を明確に示すものである。そこで、この税制調査の結果によれば、本邦の税制は、従来の税制と比較して、その特徴を明確に示すものである。

官報(号外)

鉄道の性格なり、あり方なりといふものに對しまして、根本的な改正を加えることが前提でなければならないと思ふのであります。また、国鉄側がこんな理不尽な要求を易々と了承しましたその腹の中には、これを一つの踏み台として運賃値上げを合法化しようとする考え方方が強く働いておつたのであるからといふことを、私どもは容易に想像できるのであります。地方財政の確立は、もちろん焦眉の急務であります。だからといって、みずから責任を負えます。鐵政にしわ寄せさせまして、運賃値上げを前提とする納付金制度を強制することは、どのような詭弁を弄しましても決して國民の納得を得るところではないと思うのであります。(拍手)

本制度のごとき納付金制度はすみやかに廃止してしかるべきものであると私は思うのであります。これに対する

自治府長官の御所見を承わりたいと思ふ

うのであります。

さらに、残された五分は輸送力の増強の資金に充当するというておられます。国有鉄道は、經濟企画庁の計画に基きまして、いわゆる國鉄五カ年計画を策定いたしまして、約六千億の予算をもって、旅客におきましては二六%増の四十八億人、貨物におきましては二〇%増の一億九千万トンの年間輸送量を確保しようとしたしております。

今日の國鉄輸送力が、わが國経済の一つの障害になつておる限り、万難を排しましてこれが解決に当られなければならぬことは、たれ人も異論のないところであります。しかも、輸送力の増強、國鉄五カ年計画が國家的要請に基くものである限り、これに要する投票資本は政府の責任で果さるべき

者に二重負担せしむべきではないと思ふのであります。國民は、でき上つたのあります。また、國鉄側がこんな理不尽な要求を易々と了承しましたその腹の中には、これを一つの踏み台として運賃値上げを合法化しようとする考

え方が強く働いておつたのである

からといふことを、私どもは容易に想像

できるのであります。地方財政の確立

は、もちろん焦眉の急務であります。

だからといって、みずから責任を負

えます。鐵政にしわ寄せさせまして、運賃

値上げを前提とする納付金制度を強制す

ることは、どのような詭弁を弄しま

しても、決して國民の納得を得るところ

ではないと思うのであります。(拍手)

本制度のごとき納付金制度はすみやかに廃止してしかるべきものであると私は思うのであります。これに対する

自治府長官の御所見を承わりたいと思ふ

うのであります。

さらに、残された五分は輸送力の増

強の資金に充当するというておられます。国有鉄道は、經濟企画庁の計画に基きまして、いわゆる國鉄五カ年計画を策定いたしまして、約六千億の予算をもって、旅客におきましては二六%増の四十八億人、貨物におきましては二〇%増の一億九千万トンの年間輸送量を確保しようとしたしております。

今日の國鉄輸送力が、わが國経済の一つの障害になつておる限り、万難を排

しましてこれが解決に当られなければならぬことは、たれ人も異論のないところであります。しかも、輸送力の増強、國鉄五カ年計画が國家的要請に基くものである限り、これに要する投票資本は政府の責任で果さるべき

性質のものでありまして、断じて利用者に二重負担せしむべきではないと思ふのであります。國民は、でき上つた施設を運賃によつて利用すべきものであります。これが企業者と利用者との常識的な関係ではないかと私は思うのであります。

以上申し上げました三つが運賃値上げ一三%の実態であります。どの一つを取り上げてみましても、原価を償定の基礎に入るべき何らの根拠も存在していないのであります。(拍手)運賃法の原則に照らしまして、運輸大臣の御答弁をお願いいたしたいと思うのであります。

さらにまた、岸総理大臣に本法案の再検討の御意思があるやなしやを伺いたいのであります。昨日、総理は、予算委員会におきまして、わが党議員の質問に対しまして、この運賃値上げは経営調査会あるいは運輸審議会の結論であるから撤回の意思はないと言明せられたのであります。しかし、経営調査会といえども、著しく客觀情勢の変化いたしておる今日、國鉄経営の内容を検討しましたならば、おそらく、あのような結論は出さなかつたであつたと私は考えておるのであります。

さらに、宇田長官に、運賃値上げが運賃に及ぼす影響についてお尋ねしたいと思うのであります。國鉄当局は、運賃値上げが演ずる役割はインフレ扇動以外の何ものでもないことを私は憂えるのであります。(拍手)減税の恩典にも手の届かない、政府の施策にも取り残された多くの人たちは、ただいたずらに物価値上りの波に押しまくられて、さらには困窮の度を深めていくであらうことが想像できるのであります。運賃値上げが物価に及ぼす影響について、長官の所信を承わりたいと思うのであります。

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたしました。

国有鉄道の運賃の決定の問題につきましては、一昨年政府に設けられました臨時公共企業体合理化審議会及び昨

年運輸省に設けられました国有鉄道経営調査会の答申によれば、いずれもこれは、政府に特別の審議機関を法律をもつて設置して、その議を経て政府において決定するのが適当であるといふ答申をいたしております。私は、この運賃の問題は、御指摘のことく、國

第二の、この案を撤回する意思はないかといふお話をあります。この案自体は、すでに提案の理由でも申し上げておりますように、この結論を得ました。私は、このことを多く申し上げる時間を持つてないことがあります。

このことをもつて運賃値上げが經濟に及ぼす影響を否定する根拠にはならないと思ふのであります。原材料から消費に至るまで平均五分の輸送の閑門をくぐるという統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思うのであります。輸送の根幹たる國鉄の運賃値上げは必然的に私鉄運賃の値上げを伴うであります。輸送車両運賃の値上げを招くであります。

くぐるといふ統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思うのであります。原材料から消費に至るまで平均五分の輸送の閑門をくぐるといふ統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思うのであります。原材料から消費に至るまで平均五分の輸送の閑門をくぐるといふ統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思うのであります。原材料から消費に至るまで平均五分の輸送の閑門をくぐるといふ統計は、いかに消費価格に占める運賃の負担が大きいかを如実に示しておると思うのであります。

このことから、今日は輸送の閑門が國民経済の発展に非常な支障を来たしております。國民生活上も各種の不便をもたらしておるという現状にかんがみます。

私は、この運賃の値上げをして、

これによって輸送力を増強することが

無数の外郭団体との因縁情実関係を整

理することは、それ自身莫大な経費の節減を伴うだけではなく、失われた信

用を國民の中から呼び戻すためにも緊

要の急務であるということを、私は當

局者に申し上げまして、私の質問を終了したいと思うわけあります。

(拍手)

○國務大臣(宮澤龍男君) お答えをいたしました。

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたしました。

○國務大臣(宮澤龍男君) お答えをいたしました。

○國務大臣(岸信

せん。そのために、この国鉄の安全性もしくは適正な運行というのに支障を生ずる段階にきております。ことに、特別償却に至りました。これは、今までの運賃収入というものが非常に低くして、これをまかうことができなかつたからして、やむを得ずこれを廃しそうした次第でありまして、この機会において、どうしても、この国鉄の経営というものを、運賃の収入と、借入金と、それから自己資金の經營合理化による捻出によって適正な方向に持つべきとして、今日の經濟拡大の要請に応じようとするものであります。

この機会において、どうしても、この国鉄の経営というものを、運賃の収入と、借入金と、それから自己資金の經營合理化による捻出によって適正な方向に持つべきとして、今日の經濟拡大の要請に応じようとするものであります。

この機会において、一度貸したもののは、取り上げるということにはなつておるが、なかなか取り上げられないであります。従つて、これは一つ方針を改めて、何らか新しい考慮を加えなければならぬということを感じております。また、今日、非常に不正、不適当に行われておるものは、国鉄内部にこの貸借の問題に關する調査会を新たに設けまして、その調査会によりまして個々ありますけれども、これをもし国費をもつてまかなくいたしますれば、将来国民の負担といふものは重大な結果を來すことになるのであります。

やはり、これは、国鉄が独立企業体であるといふ本質にかんがみまして、適正なる運賃と、そして自己資金の捻出と、その負担に応ずるところの借入金をもつてこの経営をするといふことが適正であると考へて、このたびの措置に出た次第であります。

納付金の問題はいすれ自治庁長官からお答えがありましようが、最後に、今日国鉄の一部に起つております、疑惑を受けておる幾多の問題が生じておりますことは、まことに遺憾にたえません。決算委員会その他において各位から御指摘もありまして、これは、國鉄としても、私どもとしても、一つ嚴重な処置をとらなければならぬと思ひます。ことに、ただいま問題になつ

ておりますところの賃借をさせておりますものの価格が適正であるか。実は、これは、國鉄法によりまして、國鐵固定資産の問題は、いつでもこれは賃貸したものを取り上げることになつております。いつも取り上げることに値段で貸しておる。これが、實際問題としては、一度貸したもののは、取り上げるということにはなつておるが、なかなか取り上げられないであります。従つて、これは一つ方針を改めて、何らか新しい考慮を加えなければならぬということを感じております。

まだ、今日、非常に不正、不適當に行われておるものは、国鉄内部にこの貸借の問題に關する調査会を新たに設けまして、その調査会によりまして個々ありますけれども、これをもし国費をもつてまかなくいたしますれば、将来国民の負担といふものは重大な結果を來すことになるのであります。

○國務大臣(田中伊三次君) 私に対するお尋ねは、国鉄から納めてくれる納付金制度を全廃する意思はないかといふ点でござります。これは、申し上げるまでもないことが、さういふに考へておるばかりでなく、いやしくも、國鉄のみならず、電電公社からも、専売公社からも、同じ納付金をいただいておるばかりでなく、いやしくも、地方政府の、市町村以外の府県の持つておるばかりでなく、いさゝぎも、國有の資産からも交付金をちよだいしでありますばかりでなく、さらに、地方財政を大きく圧迫することになりますので、これは大へん困難なことと存じま

す。従つて、これを撤廃する意思はございません。かくのごとくに、各関係の交付金、納付金といふものをいただいておりまして——あらゆる税額を総計いたしましても五千億円に満たない四百億円をこえるのであります。半ば税収でございまして、地方自治体の全体の一ヵ年度の財政需要額は一兆一千五百億円をこえるのであります。半ばに満たざる税金的な収入でございますので、これを撤廃することはまことに困難な事情にあるということをここでお答えを申し上げて、御了承をいただきたいと思います。(拍手)

○國務大臣(宇田耕一君) 登壇 前回の運賃の値上げ率は、わが國經濟の陰路の一つであります輸送力の増強のために必要な最小限度の措置と思っておりまます。貨物運賃の物価に及ぼす影響は、値上げはしても、物価水準の大幅な引き上げにはならないと考えております。国民生活の面につきましては、来年度は国民所得水準の向上すること、あるいは明年度の減税の実施等がありますから、企業所得あるいは家計所得の増大を考慮いたしますと、家計負担は大きくならないと考えます。従つて、この程度の負担は、日本經濟の将来への發展のために、国民各位の御協力を得たいと考えております。(拍手)終了いたしました。

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は散会いたしました。

午後三時四十八分散会

出席政府委員

厚生大臣 神田 博君

運輸大臣 宮澤 嵐男君

労働大臣 松浦周太郎君

建設大臣 南條 德男君

國務大臣 石井光次郎君

國務大臣 宇田 耕一君

國務大臣 田中伊三次君

外務委員 西村 直己君

予算委員 農林水產委員 山田 長司君

社会労働委員 西村 秀雄君

文教委員 横井 奎夫君

外務委員 上林與市郎君

農林水產委員 細田 純吉君

決算委員 上林與市郎君

外務委員 櫻井 彰一君

社会労働委員 片山 品雄君

農林水產委員 田中 稔男君

決算委員 木村 文男君

外務委員 松村 謙三君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 田中 稔治君

外務委員 久野 忠治君

農林水產委員 古屋 貞雄君

決算委員 山花 秀雄君

外務委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 松村 謙三君

決算委員 山花 秀雄君

外務委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

決算委員 古屋 貞雄君

外務委員 山崎 始男君

農林水產委員 大西 正道君

決算委員 木村 文男君

外務委員 古屋 貞雄君

農林水產委員 山崎 始男君

決算委員 大西 正道君

農林水產委員 木村 文男君

昭和三十二年三月五日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案
生糸製造設備臨時措置法案
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案
高速自動車国道法案
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
一、昨四日参議院から受領した内閣提案は次の通りである。
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関する承認を求めるの件
一、昨四日予備審査のため内閣から送付された次の通りである。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
輸出保険法の一部を改正する法律案
一、昨四日委員会に付託された条約は次の通りである。
日本国とチエコスロバキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件
(条約第六号)
日本国とボーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件
(条約第七号)
以上二件 外務委員会 付託
一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。
公営企業金融公庫法案 (内閣提出第六九号)
地方行政委員会 付託
特定多目的ダム建設工事特別会計法案 (内閣提出第七三号)
輸出保険法の一部を改正する法律案
一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。
公営企業金融公庫法案 (内閣提出第六九号)
地方行政委員会 付託
特定多目的ダム建設工事特別会計法案 (内閣提出第七四号)

特定土地改良工事特別会計法案 (内閣提出第七五号)
中小企業の資産再評価の特例に関する法律案 (内閣提出第七六号)
国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律案 (内閣提出第七七号)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関する承認を求めるの件 (内閣提出第七八号)
以上六件 大蔵委員会 付託
健康保険法の一部を改正する法律案 (渕井義高君外十二名提出、衆法第八号)
船員保険法の一部を改正する法律案 (渕井義高君外十二名提出)
美容師法案 (野澤清人君外三十九名提出、衆法第一〇号)
以上三件 社会労働委員会 付託
生糸製造設備臨時措置法案 (内閣提出第七八号)
農林水産委員会 付託
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八〇号)
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八二号)
以上二件 建設委員会 付託
一、昨四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
公営企業金融公庫法案 (内閣提出第七九号) (予)
法務委員会 付託
輸出保険法の一部を改正する法律案
一、今五百提出した緊急質問は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第七〇号) (予)
公職選舉法改正に関する調査特別委員会 付託
一、昨四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
健康保険法の一部を改正する法律案 (渕井義高君外十二名提出)
船員保険法の一部を改正する法律案 (渕井義高君外十二名提出)
美容師法案 (野澤清人君外三十九名提出)
一、昨四日参議院において、第二十四回国会及び第二十五回会において本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案
一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関する承認を求めるの件
一、今五百提出した緊急質問は次の通りである。

英國の水爆実験に関する緊急質問 (岡良一君提出)
一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案
一、昨四日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関する承認を求めるの件
一、今五百提出した緊急質問は次の通りである。

昭和三十二年三月五日 衆議院会議録第十五号

一一八

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(但し良質紙は二十円共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一
大蔵省印刷局
電話九段四三一三
郵課